

弘前市いじめ防止等対策審議会第3回定例会（ホームページ用）

1 二学期中のいじめに関する状況報告

（非公開）

2 いじめへの対応、未然防止の取組等の審議

- 鍋嶋委員 スマートフォンや携帯電話については、どの児童生徒が所持しているか把握しているのか。

- 生徒指導担当 スマートフォンや携帯電話については、今年度の夏に市立小・中学校の4年生以上を対象にアンケートを実施した。無記名のアンケートであり、個々の所持実態については把握できないが、市内で何割の児童生徒が所持しているかという数字は把握できた。学校はその数字を前提にして対応している。予想以上に所持・使用している児童生徒が多いという結果であった。

- 鍋嶋委員 ルール作りや使い方についての指導等が行われているのか。

- 生徒指導担当 情報モラルの指導はどここの学校でも必ず行っている。ただし、子どもたちに、十分に伝わっておらず、アンケートの中で「学校で教えてもらった経験がない」と回答していることが課題。警察や業者を活用して情報モラル教室を行っているが、なかなか子どもたちにうまく伝わっていない。

- 鍋嶋委員 ネットだと一方的になったり、汚い言葉を使ったりする。持っていることを前提に指導するのは難しいだろうし、持っていないほうが望ましいのかもしれない。

- 生徒指導担当 県内でもネットによるいじめは数としてあがってこない。いじめとして認知され、指導の対象としてあがってきていないと考えられる。もっと見えない部分で嫌な思いをしている子どもがいると思われる。

- 今委員 特別な支援が必要な児童生徒に対してのいじめについて、各校の集計結果に表れているのか。

- 生徒指導担当 区別はない。

- 鍋嶋委員 いじめで指導を受けた児童生徒数について、中学校では一学期、二学期であまり変化がないようだが、これは何か理由があるのか。

- 生徒指導担当 理由ははっきりとはわかっていない。小学校で指導された児童数が大幅に増え、いじめの認知件数も増えているなかで、指導生徒数が変わっていないのは、同じ子が繰り返し指導されている傾向があると考えられる。
- 議長 たかられたり、脅されたり、壊されたりした場合、法的なレベルで先生方はどのように対応されているのか。
- 生徒指導担当 お金をたかられるケースについては、金額の多寡ではないので、十円でも千円でも親の財布から勝手にとったなどについては指導している。ただし、十円で警察に報告といったことはしないため、ケースバイケースとなっている。
- 高橋委員 金品の問題だと、家庭の関わりもあると思うが、保護者は実態を知っているのか。
- 生徒指導担当 基本的に保護者とも連携しながら学校で指導を進めており、個別の事案に関しては家庭にもどしている。
- 高橋委員 学校にはスマートフォンなどを持って来ているのか。
- 生徒指導担当 持ってこないように指導している。
- 高橋委員 家庭で使用しているということか。
- 生徒指導担当 はい。文部科学省が平成19年に出した通知が有効である。ただし、隠れて持ってきている可能性もある。
- 議長 先生方だけで対応する、対応できる先生がいるということだけでよいのか。
- 鍋嶋委員 先生と誰かとか。先生だけでは、いつから警察に相談すればよいか躊躇するのではないか。
- 生徒指導担当 決して隠すということはなく、場合によっては警察に相談という形で、警察からの指導を仰いでいる。警察のほうでも、すべて補導するということではなく、嚴重注意という対応もあるので、金品に関わるいじめの問題に限らず、お金が絡むなどした場合は警察の協力を仰ぎながら対応している。
- 議長 ケースバイケースで基準が無いような状況になっているので、弁護士に相談してはどうか。そこが警察だと壁がまだ高いような気がする。百円の消しゴムをとられたから警察に連絡するというわけにもいかないと思われる。親御さんと呼んで、弁

償するので勘弁してほしいというかたちで、個々で対応をされるのが通常だと思われるが、親御さんによっては抗議する人、百円でも警察に言えという人、何とかしないと警察に連絡するという人がいるだろうし、ケースバイケースで対応といっても、様々な親御さんや子どもがいるなかで、担任の先生では対応しきれない状況にあるのではないかと。そういうときに弁護士に相談するとか、何かアクセスできるようなところがあったほうがよいのではないかと。せつかくこういう会議があるので、個別対応はうまくいかないという前提に立って事を進めたほうがよいのではないかと。担任の力量は、法的なことに関わると超えてしまうのではないかと。

○生徒指導担当 生徒指導に関しては、個々の担任の部分だけで終わるという指導はしないように、必ずチームで、学校全体で対応するように指導している。その中での判断ということで、同じケースでも学校によって扱いが違うということはないわけではないので、今のお話を参考にさせていただく。

○議長 医療だとリスク回避として、危なそうな場合は報告するように配慮している。学校も兆しの段階から報告して共有した方がよい。ヒヤリ・ハット、リスクマネジメントというのも医療の現場ではある。どんどん報告して、個別対応にならないように危機対策をすべきと考える。

○今委員 金品に関係する問題が起こったときは、学校内で対応しているのがほとんどで、委員会に相談に行くということはないのか。学校内で処理してしまってから、後で報告がくるのか。その前に、事案に対してマネージャーのような方がいてアドバイスできればよいと考えるがどうか。

○生徒指導担当 何かあった時は基本的に委員会に相談してもらい、警察等に繋ぐこともある。百円の消しゴムがないなどで委員会に報告とまではなっていない。

○議長 予想もできないような展開になってしまうので、委員会にどんどん報告するようにしたほうがよい。たとえ百円の消しゴムでも許してくれないような親御さんもいるのではないかと。隣の机にあった友達のものでも店であれば窃盗である。

○鍋嶋委員 借りていただけだと言われてしまうと窃盗罪にはならない。言い逃れができてしまう。だから警察にも行きにくいのかもしれない。

○議長 おごりやたかりはどうしたらいいのか。

○鍋嶋委員 学校にはお金は持ってきているのか。

- 生徒指導担当 不要な金品は持ってこないように指導するが、全く持ってきていないということ
はまず考えられない。
- 鍋嶋委員 帰宅途中での寄り道もあるだろうし、家に帰ってからお金を持って出てくると学
校ではもう管理できないこと。
- 高橋委員 物を取られたり脅されたりしたら、それは事件性があるということで、それをど
うやって察知すればよいのかを考える必要がある。子どもだけではなく大人のほう
も麻痺しているというか、家庭でも把握できてない。親への指導という点でも、子
どもを守る包囲網みたいなものを作っていく必要がある。被害少年カウンセリング
アドバイザーをしていて、脅しがあったのをたまたま見つけて、学校のほうに指導
員が入ることになった。その際、対応の仕方についてバックアップしたことがあっ
た。そのような危機管理についてはどうなっているのか。
- 学校指導課長 学校では様々な啓発を保護者も含めてやっているが、市全体としても親御さんたち、
子どもたちに問題意識、当事者意識をもってもらい、何かあったら大人に相談しよ
うというのを一番にもってきている。そういう風土づくり、雰囲気づくりが大事だ
と考えている。閉ざされた世界のスマホであったり、学校で見えない所の金銭授受
であったりというのは、本人からの声があがることが一番だということで、根気が
必要な話だが、様々な機会で行っていかなければいけないことだと考えている。
- 鍋嶋委員 実際に金銭の授受があったら厳重に注意して、その後も見ていくと思われるが、
共働きの両親が多いので話しづらくはないか。定期的呼びかけてはどうか。
- 学校指導課長 教育相談の回数を増やすとか、学級担任と子どもたちの信頼関係を築くとか、様々
なことが必要な条件として出てくる。
- 戸塚委員 いじめの認知件数は増えているが、どの学級でもまんべんなく起こっているのか、
ある程度偏りがあるのか。
- 生徒指導担当 調査としてデータはとっていないが、報告や相談を受ける中で、偏りはあると感
じている。学年での偏り、学級担任の関わり方による違いなどがある。そこに関し
ては個別の相談による対応ということで、適切な指導が行われるよう指導・助言し
ていくというのが私たちの関わり方になる。
- 戸塚委員 学級経営がうまくいっていない場合に出てくるということか。
- 今委員 いじめの報告書以外に、いじめの相談機関はあるのか、NPOとか。そういう状

況はつかんでいるのか。これだけでは分からない部分がある。

○生徒指導担当 公的な相談機関の場合は横のつながりがあり、例えば県の窓口で電話があった場合は、こちらの方に情報提供がある。ただし、相談者が秘匿される場合があるので、市内の方の相談と認知されて委員会に必ず情報提供があるかという点もまた別話。ただし、相談者が秘匿された場合でも、重大性が高いと判断されたものに関しては、問合せがくるため、公的な機関であれば、すべて横のつながりがある。個人レベルの私的な相談機関は把握できていない。

○今委員 弘前では公的機関の相談窓口というのは委員会しかないのか。

○生徒指導担当 教育委員会や教育センターのほか、市役所子育て支援課・少年相談センターにある家庭相談員に学校生活の相談がくる場合もある。また、児童相談所でも窓口を設けている。

○戸塚委員 学級経営がうまくいっていないところは、校長・教頭先生はわかっていると思うので、防止という意味で、てこ入れをする方をぜひお願いしたい。

○議長 加害者が被害者に遭わないように物理的に隔離することで、いじめが起らないように対応している場合、人権侵害にならないのかと思っている。そうしないと親が訴えるというのであれば弁護士に相談すべきではないか。

○生徒指導担当 確かに、相談者から弁護士という話が出てくるが増えていると感じる。裁判、弁護士という部分のハードルの高さはもうなくなってきていると感じる。いじめの対応に関しては、我々としては文科省のガイドラインに沿った対応というところで考えている。

○議長 文科省のガイドラインはまだ古くて、いじめられた側に寄り添ってという感じが強くて、組み替えながら新しくしていかななくてはいけない。自殺については、いじめだけではなく色々な要素があったとしても、日本の世論は、いじめがあったから自殺という考えしか許してくれない状況になっている。そうではないという議論がまだできない状況にある。もう少し両者の立場に立った法的な目とか、先生方の立場に立つとかすべきではないか。文科省の通達とかやり方を越えたところで新たな手法を編み出した方がいいかと考えている。

○学校指導課長 防止ということではないが、いじめ重大事態に係る報告体制について検討する必要がある。生命・心身・財産に危害が及ぶような重大事態の場合は、即報告ということになるが、不登校重大事態の場合は、文科省が示す目安の30日の日数まで

時間的余裕がある。30日に達する前に何か対応ができないかということで、7日欠席が続いた段階で学校から電話での一報をしてもらうこととした。さらに、14日の欠席に至った段階で文書での報告をもらい、この場合は委員会が学校に出向き、聞き取りの上、具体的な対策を練るという体制を整備した。その後、欠席が30日に至らないように手立てを講じながらも、欠席が30日に至った場合には最終的な報告をってもらう三段階の報告手順を行うよう変更した。

○議長 自殺が起こった時、重大事態と分からずに死んでしまうケースがいま大きな問題になっている。休んでくれればいいが、苦しくても休まない子がいる。欠席というのは指標にはならないので、先ほどの報告手順だけではうまく取り上げられないのではないかと。重大事態にも関わらず書類一枚も書けずに亡くなる子がいるというのを先生方には分かってもらわないといけない。

○鍋嶋委員 何らか兆候があるケースは多いのか。

○議長 母親に嫌だと言っていたとか、学校は休まなくても何かしらの兆候がどこかにはあるので、それを誰かが捉えてくれるような体制を作っていかななくてはいけない。

○鍋嶋委員 孤立している、あるいは友達との関係でぎくしゃくしている、無理に友達になろうとしている、いじられているとか、そういうのがどこかにあるということ。

○鍋嶋委員 報告フローについて、確かにいじめ防止対策推進法に則ったものだと思うが、2つ疑問がある。重大な被害が生じたときと疑いがあるときとされているが、何ををもって重大というかという基準がない。第二項でも、「いじめにより」が「相当期間の欠席」の前についてしまっていて、欠席する理由としていじめがあるのであればそれは問題があると思う。日数も当然大事だが、理由が明確ではないケースでもいじめがある場合があるのではないかと。そのあたり、これで拾いきれるのかという疑問がある。様式を見るといじめと判断する理由の欄があるが、逆にいうと、判断しなかったら該当しないことになる。不登校に関してはよく見ていると思うし、いじられているとか、阻害されているとか、発達障害で馴染めていないとかについても見ていると思うが、どうやって把握しているのか。これでフォローできるのかという懸念がある。

○生徒指導担当 法律の解釈の部分については、非常に難しいというか、とらえきれない部分がある。市の事例ではないが、数年前の時点にさかのぼり重大事態として対応したことなど、実際の法律の運用の中では多々あるということが課題として出ている。

○鍋嶋委員 重大事態は重い手続きをとるのは当然であるが、判断するかしないかで切られて

しまうのではないかと心配している。

- 議長 現場の先生には、リスク回避的に、軽いものでももっと報告してほしい。
- 鍋嶋委員 当然法的なリスクがあるので、法律はしっかりと守り、重大事態についてはきちんとフォローすることが必要だと思うが、法的な責任がくるかどうかという以前に、未然に防止すべきである。未然に軽いところから防止する方法を考えた方がいい。
- 今委員 障がいのある子に関して、いじめの問題があったときには、やはり主治医の方がいた方がいいのか。通級指導教室の先生や教育センターの指導主事に相談している場合もあると思われるが。
- 議長 障がいの理解を図るためには父母に医療的なケアなどの情報を説明した方がいい。明確に発達障害だとか分かっている場合には、主治医がいて、説明をして何らかの支援をした方がいいというのが私の考え。障がいがあっくいじめを受けて亡くなる子もいるのかもしれない。自分の子どもが発達障害レベルであると分からずに、主治医もいないままの発達障害の子も多いので、そういう疑いのある子であれば受診してみませんかと勧める。また、診断しなくても相談するだけということもある。また、発達障害ではなくても、子どもの場合、被害的になりやすい時期でもある。特に、中学生の女の子は被害的になりやすい。少し悪口を言われたことで、ずっと悪口を言われていると訴える子も多い。それで私たちが治療すると、全然最近いじめられませんが、悪口なんかまったくくないです、という子もいる。病状でそういうこともあるので、医療の目が入った方がいいお子さんもあると思われる。
- 鍋嶋委員 逆に言うと、ちょっとした刺激でとんでもない結果が生じることもあるということではないか。つまり、少し言われたというだけでも見逃せないのではないか。
- 鍋嶋委員 適切なところに相談に行けば解決できるか。
- 議長 専門的なところは必要だと考える。何か刺激があり、衝動的に自殺するのが小・中学生の自殺である。
- 議長 どこまで学校が責任をもつか。学校の有りようが変わってきている。子ども同士がLINEでやっていることまで先生が責任をもつ必要があるのか。
- 学校指導課長 教師としては、相談されると、学校生活の中で起こっているどことも接点がないようなことでも、一定程度引き取って聞き取っている。

- 議長 相談されたときのやり方として、法的責任がかからないように、先生方に分かるようなマニュアルを作ったらどうか。個々の先生方のやり方とか個別のやり方に頼らずに、こういうときはこうするというもの。一人で抱えずに、報告しながらみんな抱える。先生方のリスクを避けてあげるためにも、個別で対応しないようにというやり方を示した方がいいのではないか。
- 鍋嶋委員 LINEを見せられると、学校の中の人間関係と考えられるので、仲が悪いのが分かる訳だから、調整しなければならない責任が出てくると思われる。部活動やクラスでの関係であれば。気付かない場合は仕方がないが、一度気付いてしまったら調整せざるを得ない。
- 議長 その対応の仕方を、自分で考えずに、指導書みたいなものを作ってあげないといけないのではないか。
- 学校指導課長 基本的には何かあった際は、一人で対応しない、複数で、あるいは上司と情報共有して指示を仰いでということに対応している。
- 議長 作ってあげたほうがよいのではないか。
- 高橋委員 参観日で親同士も話し合わせるとか家庭の中でもできることがあるのではないか。
- 議長 スキルを学んでないので、こういうときはこうしたらというものを作ってあげないと間違った対応になってしまう。こういうときは弁護士に相談するのが大事とか。教育委員会でも顧問弁護士のような方をお願いするような時代ではないか。
- 高橋委員 出前講座をしてもらおうとか。
- 鍋嶋委員 弁護士会としても講座の準備をしている。
- 高橋委員 いじめは何条において、どういう犯罪であるとか、そういうことを普段から出していくのも大事ではないか。
- 議長 法的なところは弁護士に相談すべきではないか。弘前もCRT（クライシスレスポンスチーム）を作ってやらないと、学校側が勝手に対応して保護者会で混乱を招きかねない。すぐにCRTが入って、話を聞き、勝手なことを言わないようにアドバイスをもらうなど、そういうシステムをできるだけ早く作った方がいいのではないか。